

代理店契約書

株式会社ビズヒント（以下、「甲」という。）と、株式会社●●（以下、「乙」という。）とは、甲が運営する「BizHint」（<https://bizhint.jp/>）に関する広告媒体サービス（第4条に定義する。）の取扱いに関して、次のとおり代理店契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、広告主による広告媒体サービスの利用に関して、甲自らが行う広告の取扱業務の一部を、甲に代わり乙が行うことを定めたものであり、当該業務の範囲、内容及び精算方法等の基本的な条件を定めるとともに、広告の適正な管理及び運営並びに広告媒体の価値向上に努めることを目的とする。

第2条（代理店の指定）

甲は、本契約の有効期間中、乙を甲の広告取扱い代理店として指定し、乙は、これを受諾する。

第3条（業務の範囲及び内容）

乙は、甲の広告取扱い代理店として、次の各号に掲げる業務（以下、「取扱業務」という。）の全部又は一部を行う。

- (1) 広告主の勧誘、募集
- (2) 広告主及び広告原稿の審査
- (3) 広告主への掲出条件の説明
- (4) 広告主との契約締結及び広告主からの広告媒体サービス利用料金の回収
- (5) 広告申込書又はそれに準ずる書類の提出
- (6) 広告主との連絡
- (7) 広告原稿の作成及び入稿
- (8) その他前各号に付随する業務

第4条（広告媒体サービス）

1 乙が取り扱う「BizHint」（<https://bizhint.jp/>）に関する広告を配信または掲載する甲のサービス（以下、「広告媒体サービス」という。）の内容は以下のとおりとする。

- (1) 商品広告ページ（以下「本件ページ」という）の制作
広告主が取り扱う商品又はサービスのプロモーションに関するウェブページを、甲の裁量により制作する。
- (2) BizHintへの掲載
前号で制作した本件ページを、本件サービスの利用期間中、「BizHint」URLページを含むドメインにおいて、甲所定の方法により掲載する。
- (3) リード情報の提供
本件ページを閲覧したBizHint利用者（以下「利用者」という）が、本件ページにおいて所定の情報等を入力し送信ボタンを押下した場合、当該利用者に関する情報（以下「リード情報」という）を甲所定の方法により提供するものとする。甲は、当該利用者からリード情報を取得するに際して、広告主への提供に必要な同意を取得するものとする。
- (4) 利用者に対する広告メールの配信

甲所定の方法により、広告メールの配信に関する同意を取得した利用者に対して甲所定の様式に従って広告メールを配信する。

- 2 甲及び乙は、本契約に基づき、広告主が利用する広告媒体サービスの詳細その他の必要な事項を定めた個別契約を締結するものとする。
- 3 前項の個別契約は、乙が甲所定の利用申込書又は甲所定の事項を記載した電子メールにより甲に申し込み、甲が乙に対して承諾の意思表示を通知したときに成立する。
- 4 本契約で定める内容は、個別契約に対して共通に適用されるものとする。但し、個別契約において本契約と異なる定めをしたときは、個別契約の定めが優先するものとする。

第5条（遵守事項）

- 1 乙は、取扱業務に関し、乙の責任において、広告主との間で広告媒体サービスの利用に関する契約を締結及び履行し、広告主から広告媒体サービス利用料金を回収するものとする。
- 2 乙は、前項の広告主との契約に関し、広告主との間で紛争等が生じた場合、乙の責任において解決するものとし、甲は甲の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、乙に対して一切責任を負わないものとする。
- 3 乙は、広告主の甲所定の広告媒体サービスの利用約款等への同意を、甲の指定する方法により取得の上、広告主に当該利用約款等の内容を遵守させなければならない。なお、利用約款等は、原則として、広告主の個別事情による変更等を加えることはできないものとする。
- 4 乙は、取扱業務の実施にあたり、本契約に定める事項の他に、甲が別途定める広告掲載基準その他の諸規則を遵守するものとする。
- 5 乙は、広告主がリード情報の提供に係るサービスを利用する場合、甲が広告主との間でリード情報を直接納品し、検収を受けることを承諾するものとする。

第6条（広告掲載・配信の中止）

- 1 甲は、広告主の広告が次の各号の一に該当したときは、その掲載又は配信を中止することができるものとする。
 - (1) 広告媒体サービスの利用約款等及び甲が別途定める広告掲載基準その他の諸規則に反すると判断されたとき。
 - (2) 法令等により掲載若しくは配信を禁止され、又は除去を命ぜられたとき。
 - (3) 天災又は不可抗力により掲載又は配信が不可能となったとき。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると判断されたとき。
 - (5) 虚偽又は誇大な表現のあるものと判断されたとき。
 - (6) その他甲において広告の掲載又は配信が不相当と判断されたとき。
- 2 甲は、前項各号により広告の掲載又は配信を中止した場合においても、乙及び広告主に対し、損害賠償等一切の責任を負わないものとする。

第7条（広告料金）

広告媒体サービスの広告料金は、個別契約において定めるものとする。

第8条（広告料金の請求及び支払い）

- 1 甲は、毎月末日締め、個別契約に定める広告料金に消費税を加算した金額を乙に請求書を交付することにより請求し、乙は、当該請求書に基づく請求額を翌月末日までに、甲

の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

- 2 前項に定める支払期日が銀行休業日にあたる場合は、かかる休業日前日の銀行営業日を最終支払日とする。
- 3 乙は、広告主から広告媒体サービス利用料金の回収ができない場合でも、甲に対する広告料金を支払う義務を免れないものとする。
- 4 乙は、本条第1項又は第2項に定める支払期日までに広告料金を支払わない場合その他本契約に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、支払期日の翌日から金銭債務を完済するまで年率14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

第9条（広告内容の責任）

乙は、広告媒体サービスにおいて掲載又は配信する広告主の広告の内容について一切の責任を負い、広告主又は第三者とのトラブル、紛争等が生じた場合、乙の責任と費用において解決又は処理するものとし、甲には一切迷惑をかけないものとする。ただし、甲が広告主の広告を掲載するにあたり、乙又は広告主の確認を経ることなく広告の内容を加工・変更したことにより生じた責任については甲の負担とする。

第10条（二次代理店）

- 1 乙は、第18条第2項に基づき甲の事前の承諾を得て二次代理店（「二次代理店」とは、乙との委託契約に基づき、取扱業務の全部又は一部を実施する企業をいう。以下同じ）に取扱業務を実施させる場合でも、以下の事項を遵守する責任を負うものとする。
 - (1) 乙は、二次代理店が反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準じたものを総称したものをいう。以下、同じ）でないことの審査を、事前に乙自身によって実施する。
 - (2) 乙は甲に対し、前号の審査を実施したか否かにかかわらず、二次代理店が反社会的勢力でないことを保証する。
 - (3) 万一、前号の保証に違反して、二次代理店が反社会的勢力であることが判明した場合、その他、甲が二次代理店が本件業務を実施することが不相当であると判断した場合、二次代理店による取扱業務の実施を中止する。
 - (4) 乙が本条に違反したことにより甲に損害が発生した場合、乙は、その一切の損害を賠償する責任を負う。
 - (5) 乙は、二次代理店との間で紛争が生じた場合、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任において解決するものとし、甲に損害が発生した場合は、当該損害を賠償する義務を負う。
- 2 二次代理店の実施する取扱業務に関する広告料金、広告主の条件、広告料金の支払方法等については、別途定める場合を除き、本契約及び個別契約の定めに従うものとする。

第11条（不可抗力免責）

甲及び乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関又は第三者の管理下にある場合における保管中の事故、通信回線の事故その他乙の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能について、金銭の支払債務を除き、一切その

責任を負わないものとする。

第12条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から202●年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前迄に甲乙何れか一方から別段の意思表示がない場合は、本契約は同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後これにならうものとする。
- 2 本契約が終了した場合でも、本契約又は個別契約に基づく債権債務が残存している場合には、当該債権債務が存続する限り本契約は存続するものとする。

第13条（変更・解約）

- 1 甲及び乙は、90日の予告期間において、書面（電子メールを含み、以下同様とする。）をもって相手方に通知することにより、本契約又は個別契約の全部又は一部を解約することができるものとする。ただし、甲乙合意による場合は、何時でもこれを行うことができるものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約の修正を希望する場合は、修正の実施の90日前までに、相手方に書面をもってかかる旨を通知し、協議のうえ、甲及び乙が合意した場合には、書面をもって変更するものとする。

第14条（解除及び期限の利益の喪失）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。なお、かかる解除は、解除をした当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。
 - (1) 本契約又は個別契約の各条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定め是正を求められたにもかかわらず、当該期間内に是正されなかったとき。
 - (2) 故意又は過失により相手方に損害を与えたとき。
 - (3) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (4) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続き、特別清算手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。又は、それらのおそれがあると認められる相当な理由があるとき。
 - (7) 営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
 - (8) 銀行取引停止処分を受けたとき、又は振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - (9) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、相手方に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済しなければならない。

第15条（反社会的勢力との取引排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - (1) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。

- (2) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと。
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
- (1) 広告主が、反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 広告主及び広告主の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3) 広告主及び広告主の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと。
 - (4) 広告主及び広告主の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 広告主が自ら又は第三者を利用して、甲に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、甲の名誉や信用を毀損せず、また、甲の業務を妨害しないこと。
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項各号の一に該当した場合、また、甲は、広告主が前項各号の一に該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約及び個別規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 前項により解除をした当事者は、本契約又は個別契約を解除したことにより相手方又は広告主に損害が生じたとしても、相手方又は広告主に対し、これによる一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 5 甲及び乙は、甲若しくは乙が本条第1項に反しないこと又は広告主が第2項に反しないことを確認することを目的として、相手方が行う調査に協力するものとする。
- 6 乙は、二次代理店その他の取扱業務に係わる業務を委託する第三者にも本条第1項及び第5項の規定を遵守させるものとする。
- 7 乙は、本条第1項、第2項若しくは第6項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、直ちに甲に通知するものとする。

第16条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の内容並びに本契約を履行するにあたり知り得た情報で、相手方から「機密」「関係外秘」「Confidential」等秘密である旨を明示された情報（以下、「秘密情報」という。）を適正に管理し、また、事前の相手方の書面による承諾を得ないで、第三者（甲の親会社又は甲と同一の親会社を有する会社を除く。）に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではない。
- (1) 開示された時点で既に自ら所持していたこと、又は正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したことを証明できる情報
 - (2) 開示された時点で既に公知又は公用であった情報
 - (3) 開示を受けた後に自己の責任によらずに公知又は公用となった情報
 - (4) 開示を受けた後に開示された情報と関係なく独自に開発したことを証明できる情報
 - (5) 法令の定めにより開示を要求された情報
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約を履行するために必要最小限度の範囲を超えて秘密情報を複製・複写・編集しないものとする。

- 3 甲及び乙は、本契約が終了した場合又は相手方から求められた場合は、秘密情報（複製・複写・編集された物を含む）を相手方に返還し、又は相手方の指示に従い消去若しくは破棄するものとし、相手方の求めに応じかかる措置が完了したことを証する書面を交付するものとする。

第17条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に関連して、又は本契約若しくは個別契約に違反して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、通常生ずべき直接の損害を賠償しなければならない。

第18条（権利の譲渡・再委託の禁止）

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利を第三者に譲渡・承継し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、取扱業務を第三者（二次代理店を含む）に委託してはならない。第三者に甲の承諾を得て委託する場合であっても、かかる委託先の作為及び不作為について、乙は、自らの作為及び不作為と同様に、その一切の責任を負うものとする。

第19条（通知事項）

乙は、次の各号の一に該当した場合は、甲に対し、事前に、又は事後速やかに書面をもって通知するものとする。

- (1) 住所、氏名、商号又は名称及び代表者等を変更するとき。
- (2) 会社合併、会社分割、事業譲渡、増資、若しくは減資を行うとき、又は、株主構成、事業内容等を著しく変更するか、若しくは変更するおそれのあるとき。
- (3) そのほか重大な組織変更を生じるか、又は、そのおそれのあるとき。

第20条（契約終了時の効果）

本契約が期間満了、又は契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第9条（広告内容の責任）、第15条（反社会的勢力との取引排除）、第16条（秘密保持）、第17条（損害賠償）、第18条（権利の譲渡・再委託の禁止）、本条、第21条（裁判管轄）及び第22条（協議）の規定については、契約終了後も3年間は、なお効力を有するものとする。

第21条（裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に起因する全ての訴訟行為に関し、その訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ解決するものとする。

第23条（その他）

甲及び乙は、本契約の内容と競合する契約が甲乙間に存在する場合、別段の合意がない限り、本契約の締結をもって当該契約は終了することに合意する。

本契約の成立を証するため、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成して、甲乙記名押印又は電子署名のうえ、各自保管する。

2024年 ●月 ●日

甲：東京都港区三田3丁目13-16
三田43MTビル
株式会社ビズヒント
代表取締役 関 哲

乙：